明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二八五～二九一）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二九二）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二九三～二九五）　八
○建築基準法の規定に基づく性能評価機関の指定等をした件（国土交通一二二七）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
企業年金連合会平成二十九事業年度決算等、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第八十七条の二第二項、第八十七条の三第二項及び第八十七条の四第二項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件、北海道胆振東部地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例、日本弁護士連合会裁決関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　一五
会社その他
会社決算公告　一六